

大雨、台風、
地震……

「もしも」に備えて 知っておきたいこと、今できること

住宅が被災したら 「罹災証明書」を発行

閩 税務課（吉備庁舎）

罹災証明書とは、自然災害によつて住宅が損壊する被害を受けた場合に、被害の状況の調査に基づき、被害の程度を認定し、公的に証明するものです。

どんな時に必要？

- ・ 災害保険金の支払いを請求するとき
- ・ 給付金・融資・災害義援金などの受給をするとき
- ・ 税金などの支払い猶予や減免を受けるとき——など



申請

罹災証明書の発行には申請が必要です。住宅の所有者が次の書類をそろえ、税務課まで申請してください（郵送での申請可）。

なお、申請は原則被災後10日以内に行ってください。



地震から住まいを守る 耐震化事業

閩 建設課（吉備庁舎）

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要です。町では住宅の耐震化を促進し地震に強いまちづくりを進めるため、補助事業を実施しています。

実施している補助事業は次のとおりです。詳細は町ホームページでご確認いただくか、広報ありだがわ5月号をご覧ください。
※募集戸数には限りがあります。

● 耐震診断（木造・非木造）

● 住宅耐震改修事業

- ・ 住宅の建て替え費の一部補助
- ・ 住宅の耐震改修費の一部補助
- ・ 住宅の耐震補強設計費（建て替え設計含む）の一部補助

● 耐震ベッド・耐震シエルトー設置費の補助

● ブロック塀などの撤去費用補助

● 申請に係る留意事項

- ・ 証明書の発行には日数を要する場合があります。
- ・ 非住宅が損壊を受けた場合は罹災届出証明書を発行します。

● 申請場所

- ・ 税務課（吉備庁舎）
- ・ 清水行政局住民福祉室